

兵庫県公報

令和7年8月15日 金曜日 第643号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

○ 兵庫県伝統的工芸品の指定（地域産業立地課）	1
○ 令和7年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（伐倒駆除）（治山課）	1
○ 令和7年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項（特別伐倒駆除）（同）	2
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	3
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	19
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	20
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	20

公 告

○ 景観形成等住民協定の変更の認定（都市政策課）	20
○ 随意契約の相手方等の公示（会計課）	21
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	21

告 示

兵庫県告示第761号

兵庫県伝統的工芸品指定要綱（平成4年兵庫県告示第1233号）第4条第1項の規定により、兵庫県伝統的工芸品を次のとおり指定する。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

工芸品製造者 等名	工芸品の名称	製造に係る伝統的 な技術技法	伝統的に使用されて きた原材料	工芸品の製造さ れる地域
合同会社 三田陶磁社	三田青磁	①土型製作 ②型押成形 ③分割成形 ④施釉	青磁釉、磁器粘土 ※ 江戸期の三田青 磁に風合・成分が 近いものを使用	三田市

兵庫県告示第762号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

上記 1 (1) の区域の松林において、上記 3 の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、上記 1 (1) の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 上記3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 上記3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル（木材チッパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 上記3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署（消防署のない地域は市町）及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。
- (4) 上記3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、下記(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (5) 上記3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに上記3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長又は県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が上記3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

兵庫県告示第764号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
家島町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の1	4月1日から 10月20日まで				

	手繰第3種漁業 そろばんこぎ網漁業	別記1の2	4月1日から 11月20日まで				
	手繰第3種漁業 まんが網漁業	別記1の3	10月20日から 翌年4月30日 まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	4月1日から 12月31日まで				
		別記1の5	6月1日から 12月31日まで				
仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の6	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	別記1の6	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の7 及び8	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の9	周年				

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月15日から同年9月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
家島町	別記3の1、4、5、6、7、8、9、12、13、14、16、18、19、20、21、22
仮屋、森	別記3の2、3、4、6、7、8、9、10、11、14、15、17、22

別記1 操業区域

- 東播磨港高砂西防波堤灯台より播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 播磨灘における禁止解除区域のうち、姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川

県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。

5 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ埼東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

6 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

7 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋漁港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

8 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあって最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。

9 洲本市小路谷から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 条件

1 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面(ただし、上島を除く姫路市各島しょの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面)においては、操業してはならない。

ア たつの市地ノ唐荷島頂上

イ 赤穂市取揚島頂上

ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点

エ 岡山県備前市鹿久居島東端

オ 岡山県備前市大多府島南端

カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点

キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点

2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばっち網漁業については、操業区域のとおりとする。

3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。

4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。

5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。

6 たちうおを目的として操業してはならない。

7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。

8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。

9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。

10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。

11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。

13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。

15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。

16 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。

17 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。

18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を越えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。

20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。

21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

直径	本体中央部の肉厚	周縁部の肉厚
11センチメートル以下	1.5センチメートル以上	0.5センチメートル以上

22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。

~~~~~

#### 兵庫県告示第765号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置                |                                                       |                          |          |           |     |           |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------|----------|-----------|-----|-----------|
|     | 漁業種類                | 操業区域                                                  | 漁業時期                     | 推進機関の馬力数 | 総トン数      | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦 | 手繰第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第9号共同漁業権漁場の区域。ただし、水深20メートル以浅の区域及び共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。 | 12月1日から<br>翌年2月末日<br>まで  | 別記1      | 5トン<br>未満 | 10隻 | 別記2       |
| 坊勢  | 同上                  | 共第68、69、70、71、72、73、74、75号共同漁業権漁場                     | 12月1日から<br>翌年3月31日<br>まで | 同上       | 同上        | 2隻  | 同上        |

#### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月15日から同年11月14日まで

#### 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区  | 条件                    |
|-----|-----------------------|
| 明石浦 | 別記３の１、２、３、４、５、６、７、８、９ |
| 坊勢  | 別記３の１、９               |

## 別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

## 別記3 条件

- 1 同時に使用する網の数は2帖を越えてはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 沈子、前沈子を使用してはならない。
- 4 手木の高さは、60センチメートルを超えてはならない。
- 5 張木の長さは、7メートル未満でなければならない。
- 6 漁具を曳網する曳網は1本を超えてはならない。
- 7 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 8 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 9 なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。



兵庫県告示第766号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置                |                    |                          |              |           |    |               |
|----|---------------------|--------------------|--------------------------|--------------|-----------|----|---------------|
|    | 漁業種類                | 操業区域               | 漁業時期                     | 推進機関<br>の馬力数 | 総トン<br>数  | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 岩見 | 手繰第2種漁業<br>なまここぎ網漁業 | 共第61-1号共<br>同漁業権漁場 | 11月1日から<br>翌年4月30日<br>まで | 別記1          | 5トン<br>未満 | 4隻 | 別記2           |
| 室津 | 同上                  | 共第61-2号共<br>同漁業権漁場 | 同上                       | 同上           | 同上        | 9隻 | 同上            |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月16日から同年10月16日まで

### 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 同時に使用する網の数は２帖を越えてはならない。
- イ 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- ウ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。

## 別記1 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

## 別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者



兵庫県告示第767号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置               |             |      |              |       |    |               |
|----|--------------------|-------------|------|--------------|-------|----|---------------|
|    | 漁業種類               | 操業区域<br>(注) | 漁業時期 | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数  | 隻数 | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 西播 | いわし・いかなご<br>船びき網漁業 | 別記１の１       | 周年   | 別記２          | ５トン未満 | ４隻 | 定めなし          |
| 北淡 | 同上                 | 別記１の２       | 同上   | 同上           | 同上    | ２隻 | 同上            |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月15日から同年9月16日まで

### 3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記1 操業区域

- 1 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第 9 号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市松帆・野島江崎界から洲本市五色町鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市松帆・野島江崎界から洲本市鳥飼浦、南あわじ市松帆慶野界に至る海面及び共第24号共同漁業権(鹿ノ瀬海面)の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

## 別記2 推進機関の馬力数

|                 |                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|                 | 推進機関の馬力数                                                                                 |
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下（注）                                                              |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない。 |

(注)「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

## 別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後3時から翌日午前4時まででは操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でないといけない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |              |
|-------|---------------------|--------------|
|       | 火船 1 隻当たりの設備容量      | 1 統当たりの総設備容量 |
| 2 隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下   |



兵庫県告示第768号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区               | 制限措置          |             |                           |              |        |     |               |
|------------------|---------------|-------------|---------------------------|--------------|--------|-----|---------------|
|                  | 漁業種類          | 操業区域<br>(注) | 漁業時期                      | 推進機関の<br>馬力数 | 総トン数   | 隻数  | 漁業を営む<br>者の資格 |
| 北淡<br>一宮町<br>五色町 | さより<br>船びき網漁業 | 別記 1        | 5 月 20 日から<br>11 月 30 日まで | 別記 2         | 5 トン未満 | 2 隻 | 定めなし          |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和7年8月15日から同年9月16日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3に掲げる内容の条件を付けることがある。

## 別記 1 操業区域

淡路市野島江崎から洲本市五色町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

## 別記2 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下（注）                                                             |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

## 別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|-------|---------------------|-------------|
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |

~~~~~

兵庫県告示第769号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第3号に掲げるなまこ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船なまこ漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
兵庫	機船なまこ漁業（注）	別記の1	11月1日から翌年4月30日まで	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	11隻	同上
姫路市八木、白浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	13隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	3隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上

岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船なまこ漁業」とは船舶を使用するなまこ漁業をいう。

(2) 船舶により行わないもの

地区	漁業 種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	漁業者 の数	漁業を営む 者の資格
兵庫	なまこ 漁業 (注)	別記の1	11月1日から 翌年4月30日まで			5人	定めなし
由良町A	同上	別記の7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「なまこ漁業」とは船舶を使用しないなまこ漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月16日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 3 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域

兵庫県告示第770号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第2号に掲げるあわび漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき

期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 機船あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	機船あわ び漁業 (注)	別記の1	周年	定めなし	定めなし	5隻	定めなし
神戸	同上	別記の2	同上	同上	同上	1隻	同上
伊保	同上	別記の3	同上	同上	同上	4隻	同上
大塩町、的形	同上	別記の4	同上	同上	同上	9隻	同上
姫路市八木、白 浜、中部、網干	同上	別記の5	同上	同上	同上	11隻	同上
家島町	同上	別記の6	同上	同上	同上	10隻	同上
由良町B	同上	別記の8	同上	同上	同上	3隻	同上
由良町C	同上	別記の9	同上	同上	同上	14隻	同上
岩屋	同上	別記の10	同上	同上	同上	13隻	同上
岩見	同上	別記の11	同上	同上	同上	5隻	同上

(注) 漁業種類にある「機船あわび漁業」とは船舶を使用するあわび漁業をいう。

(2) あわび漁業

地区	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	漁業者の数	漁業を営む 者の資格
兵庫	あわび漁業	操業区域の1	周年			5人	定めなし
由良町A	同上	操業区域の7	同上			37人	同上

(注) 漁業種類にある「あわび漁業」とは船舶を使用しないあわび漁業をいう。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月15日から同年11月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「他の者を採捕に従事させてはならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における同市長田区・須磨区界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 神戸市兵庫区和田岬から最大高潮時海岸線における神戸市・明石市界までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 明石市二見町から姫路市飾磨区までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域

を除く。

- 4 高砂市曾根町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 5 姫路市大塩町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 6 加古郡播磨町から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 洲本市、淡路市及び南あわじ市の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 明石市から姫路市網干区地先の共第60号共同漁業権漁場西端までの地先海面。ただし、姫路市家島町地先海面及び共同漁業権の区域を除く。
- 9 尼崎市から神戸市兵庫区地先の共第1号共同漁業権漁場東端までの地先海面。ただし、神戸市地区の小型機船底びき網漁業の操業区域を除く。
- 10 淡路市岩屋地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 11 共第61-1号より北の兵庫県海面のうち、たつの市の区域

兵庫県告示第771号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期		推進機関 の馬力数	総ト ン数	隻数	漁業を営む 者の資格
江井島 二見町 播磨町	たい、はまち 五智網漁業	別記１の１	たい	４月１日から １２月３１日まで	定めなし	定め なし	１隻	定めなし
			はまち	９月１５日から １１月２０日まで				
南あわじ	たい、あじ、か ます 五智網漁業	別記１の２	周年		同上	同上	１隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和7年8月15日から同年9月16日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
江井島二見町播磨町	別記 2 の 1
播磨町	別記 2 の 2

別記1 操業区域

- 1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 南あわじ市松帆慶野から同市門崎北端に至る海面。ただし、距岸500メートル以内の海面及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 条件

- 1 はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。
- 2 あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない。

兵庫県告示第772号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関の 馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸市	建網漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- ## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月15日から同年9月16日まで

- ### 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

兵庫県告示第773号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域 (注)	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
神戸市	ひき縄漁業	別記の 1	周年	定めなし	定めなし	1 隻	定めなし
明石浦	同上	別記の 2	同上	同上	同上	1 隻	同上

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月15日から同年9月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない。」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市の形までの海面及び共第24号共同漁業権（鹿ノ瀬海面）の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

兵庫県告示第774号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む 者の資格
兵庫	なまこ潜水器 漁業	別記 1	11月 1 日から 翌年 4 月 30 日 まで	定めなし	定めなし	1 隻	別記 2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年9月16日から同年10月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。
- イ なまこ以外の水産動植物を採捕してはならない。
- ウ 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
B Aから220度490メートルの点
ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
イ アから159度1,000メートルの点
ウ Bから139度885メートルの点
エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

兵庫県告示第775号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	魚種	漁業時期	推進機関 の馬力数	総トン数	隻数	漁業を 営む者 の資格
神戸	なまこ・うち むらさき・あ わび・さざえ 潜水器漁業	別記１の１	なまこ、 あわび、 さざえ	12月１日から 翌年４月30日 まで	定めなし	定めなし	３隻	別記２
			うちむら さき	12月１日から 翌年５月31日 まで				
神戸西	同上	別記１の２	なまこ、 あわび、 さざえ	12月１日から 翌年４月30日 まで	同上	同上	２隻	同上

			うちむら さき	12月1日から 翌年5月31日 まで				
--	--	--	------------	--------------------------	--	--	--	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月15日から同年11月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ なまこ・うちむらさき・あわび・さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

潜水土名	
------	--

別記1 操業区域

1 共第2号共同漁業権漁場の区域及び次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線及び最大高潮時海岸線で囲まれた区域。ただし、神戸灯台中心点と神戸市神戸港長田防波堤基部を結んだ線以北の海面は除く。

A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端

B Aから220度490メートルの点

ア 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界

イ アから159度1,000メートルの点

ウ Bから139度885メートルの点

エ ウから319度の線と最大高潮時海岸線との交点

2 共第2号共同漁業権漁場の区域

別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

## 兵庫県告示第776号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第14号に掲げる潜水器漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置             |      |                      |          |      |    |           |
|----|------------------|------|----------------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類             | 操業区域 | 漁業時期                 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 明石 | なまこ・さざえ<br>潜水器漁業 | 別記1  | 12月1日から翌年<br>4月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 5隻 | 別記2       |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月15日から同年11月14日まで

## 3 備考

## (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年11月30日までとする。

## (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ なまこ、さざえ以外の水産動植物を採捕してはならない。

ウ 潜水土は1名とし、下記潜水土以外の者を潜水させてはならない。

|      |  |
|------|--|
| 潜水土名 |  |
|------|--|

## 別記1 操業区域

共第9号共同漁業権漁場の区域（水深20メートル以浅の区域に限る）。ただし、共第32号共同漁業権漁場の区域は除く。

## 別記2 漁業を営む者の資格

操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者

~~~~~

兵庫県告示第777号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
江井島	いかかご漁業	別記の1	4月15日から7月10日まで	定めなし	定めなし	1隻	操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者
姫路	あなごせん漁業	別記の2（注）	6月1日から11月30日まで	同上	同上	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年8月15日から同年9月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

別記 操業区域

1 次の線A、B、Cと明石市谷八木川尻河口から明石市魚住町・二見町東二見界に至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

A 明石市谷八木川尻河口と鹿ノ瀬カンタマ灯浮標を結んだ線

B 最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線

C 明石市魚住町・二見町東二見界から真方位196度の線

2 姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第778号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡エムシー株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 奥田正浩
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡エムシー株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号ニ 廃ガス洗浄施設	
能	力	容量 2 m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0～24時 4時間／8.5時間（1ロット）	
使用時間の季節的変動の概要		な し	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 （水 素 指 数）	1	1
	生物化学的酸素要求量 （単位 mg／L）	—	—
	化 学 的 酸 素 要 求 量 （単位 mg／L）	30	30
	浮 遊 物 質 量 （単位 mg／L）	—	—
	窒 素 含 有 量 （単位 mg／L）	—	—
	り ん 含 有 量 （単位 mg／L）	—	—
	ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物 （単位 mg／L）	—	—

使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量（単位 m ³ /日）	6.68	8.68
---	------	------

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和7年8月15日から同年9月5日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

~~~~~

兵庫県告示第779号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民センター長から報告があった。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時  
令和7年8月29日（金）午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 場所  
姫路市北条1-98 兵庫県姫路総合庁舎5階 503会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 まるお不動産株式会社  
代表者氏名 丸尾 幸司  
事務所所在地 兵庫県揖保郡太子町東保318番地2  
免許証番号 兵庫県知事(3)第451418号  
免許年月日 令和6年10月8日

~~~~~

兵庫県告示第780号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正する。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「		同 三田支店	三田市中央町
		同 ウッディタウン支店	三田市すずかけ台
」			
を			
「		同 三田支店	三田市中央町
」			

に改める。

附 則

この告示は、令和7年8月25日から施行する。

公 告

景観形成等住民協定の変更の認定

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第28条第2項の規定により、次のとおり景観形成等住民協定の変更を認定した。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成等住民協定の名称
佐用町田和地区・景観形成等住民協定（通称；和やか棚田の里「田和」景観協定）
- 2 景観形成等住民協定の対象区域
佐用郡佐用町田和地区の区域（34ヘクタール）
- 3 景観形成等住民協定の有効期間
令和7年8月1日から令和17年7月31日まで
- 4 景観形成等住民協定の変更の概要
有効期間の延長

~~~~~

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和7年8月15日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
総合財務会計システム改修委託業務（公金収納のデジタル化） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局会計課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年7月2日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社NTTデータ関西 大阪市北区堂島3丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額  
78,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和7年8月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町加古字上新田前1830番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗治隆
- 3 許可年月日及び許可番号
令和6年3月24日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-29-2号（6稲美）